

料金後納

ゆうメール

差出人/返還先
株式会社 イムラ封筒
東京メーリングセンター
〒196-0032
東京都昭島市郷地町3-7-1

いま年間購読をお申し込みの
皆さまに最新号(2022年1月号)を
無料贈呈 /させていただきます!!

経理の仕事って幅広い!

経理ウーマンの仕事は本当に幅が広いもの。本来の仕事である経理業務だけでなく、総務・人事・社会保険と種々様々です。しかも、それらの事務は、ミスが出たとき「コメンナサイ」では済まされません。

でも経理って面白い!

しかし経理ほど面白い仕事はありません。仕事を通じて税金や社会保険など、さまざまな専門知識を身につけることができます。経理は会社のコントロールタワーなのです!

経理のレベルアップを 図りませんか?

いろいろな知識が必要とされる仕事。やりがいのある仕事。そんな経理のレベルアップを目指すための専門誌が「月刊経理ウーマン」です。創刊から25年。全国4万人の経理ご担当者にご愛読いただいています。あなたも「月刊経理ウーマン」の仲間になりませんか?

最新号(2022年1月号)ではこんな記事が掲載されています!

■特集■

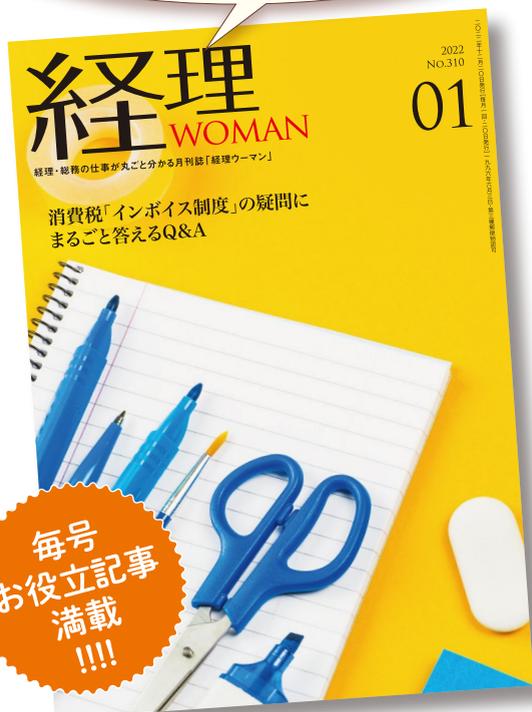
適格請求書発行事業者の登録申請はお済みですか?
いよいよ令和5年10月1日からスタート!

消費税 「インボイス制度」の 疑問にまるごと答えるQ&A

■2022年1月号のその他の掲載記事■

- ◎「不良在庫」を廃棄するときの経理の心得
- ◎「事業承継税制の特例」の内容と手続きが分かる講座
- ◎会社を発展させる「経営計画」の作り方教えます
- ◎「書面添付制度」のことが理解できる30分セミナー
- ◎おもしろ・便利な「変わりダネアイマスク」カタログ
- ◎有名人が語る「わたしの金銭哲学」(三遊亭円楽さん)

■連載記事■ 景気を読む/今月の事務チェックポイント/実務レッスン講座/税理士のひとりごと/今月のシネマ/お気に入りの「この1冊」/仕訳ワンポイントレッスン/税法用語辞典/読者の井戸端会議室 他
●創刊:1996年4月 ●体裁:A5判、縦組、116ページ ●発行日:毎月20日
●年間購読料:11,100円(12冊分/1冊当たり925円/税・送料込)



経理ご担当者様へのご案内

クリスマス控えた街の華やかさに心が弾む季節になりましたね。今年も残すところあとわずかです。皆さん、こんにちは。「月刊経理ウーマン」編集部横田麻美です。皆さん毎日経理のお仕事で忙しくされていることと思います。実は私の母も中小企業で経理の仕事をしていたので、その忙しさはよく分かります。経理事務はもちろんのこと、社会保険の手続きから給与計算まで、中小企業の経理担当者は大変ですよね。

そんな皆さんに絶対オススメの雑誌が、「月刊経理ウーマン」です。税務・社会保険の法定事務はもちろん、経理担当者を知っておきたい実務知識をどこよりも分かりやすく解説しています。さらに有名人の「金銭哲学」や映画情報、オススメ本など、楽しく読める記事も満載! この機会にぜひ読んでみてくださいね!!



OPEN

「月刊経理ウーマン」2022年1月号には こんな記事が掲載されています!

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧いただきありがとうございます。本誌「月刊経理ウーマン」の創刊は今から25年前の1996年4月のことです。当時私は別な出版社で経理・税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで**「税務や社会保険についてビギナーの経理・税務・総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理ウーマン」なのです。**創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものです。そして創刊からあつという間に25年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいています。



さて、その「月刊経理ウーマン」2022年1月号の特集企画では、**「消費税『インボイス制度』の疑問にまるごと答えるQ&A」**を掲載しています。皆さんもご存じのとおり令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が導入されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られますが、そのための登録申請の受付はすでに2021年10月からスタートしています。なにぶんわが国で初めて導入される制度だけに、経理実務の担当者にとっても不安なことや疑問に感じることは多いのではないのでしょうか。**2022年1月号の特集では、インボイスと現行の「区分記載請求書」との違いから経理事務への影響、そして事前の対応までをQ&Aで分かりやすく解説しています。ぜひ参考にしてください!**

特集

**適格請求書発行事業者の登録申請はお済みですか?
いよいよ令和5年10月1日からスタート!**

消費税「インボイス制度」の疑問に まるごと答えるQ&A

消費税でいうインボイスとは、正式には「適格請求書」といわれ、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

売手である登録事業者は、交付したインボイスの写しを保存しておき、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。**2022年1月号の特集ではこの「インボイス制度」についてQ&A形式でどこよりも分かりやすくレクチャーしています。**



- Q 適格請求書発行事業者とは、どのような事業者をいうのですか?
- Q 適格請求書発行事業者の登録を受けずにインボイスを発行できますか?
- Q 適格請求書発行事業者ではない者がインボイスを発行して交付をした場合、自社や取引の相手方にどのような影響が生じますか?
- Q インボイス制度の開始にあたって、免税事業者が検討することはありますか?
- Q 適格請求書発行事業者の登録が不要なケースがあるとすれば、どのようなケースでしょうか?
- Q 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるとした場合、どのような影響が考えられるでしょうか?
- Q 免税事業者が免税事業者で居続ける場合にもたらされる影響を教えてください。
- Q 自社の適格請求書発行事業者への登録に向けた流れはどうなりますか?
- Q 登録申請以外に「インボイス制度」導入までに準備しておくことはありますか?
- Q 適格請求書発行事業者の登録を受けたのち、取引先への通知や照会はしたほうがよいでしょうか?
- Q 仕入先・外注先等の支払先が、適格請求書発行事業者の登録を受けているかの事前の確認(買手側での確認)は、どのようにして行なえばよいでしょうか?
- Q 「適格請求書」とされるための様式について教えてください。
- Q 電子取引データにより適格請求書等の交付をしたり、交付を受けたりすることは可能でしょうか。
- Q 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けの際に関係する、経過措置や特例措置があれば教えてください。
- Q 「インボイス制度」が導入された後も「簡易課税」制度は存続するのですか?
- Q 「インボイス制度」に関連して、経理担当者以外の従業員等に周知しておくことはありますか?

2022年1月号のオススメ記事 ①

処分の方法から税務調査への対策まで
「不良在庫」を廃棄するときの経理の心得

あなたの会社には倉庫で眠っている「売れない商品」はありませんか。「せっかく仕入れたのだから処分するのはしのびない」「いつか売れるかもしれない」…そんな気持ちはわかりますが、不良在庫を抱えては保管のためのコストがかさむばかりです。不良在庫を廃棄して評価損を計上すれば節税にもつながります。ただし、棚卸資産の評価損は税務調査で問題になりやすい項目でもあります。ここでは「不良在庫」を廃棄処分をするときの経理の心得をアドバイスします。

◎この記事で理解できること…「不良在庫」を抱えること様々なデメリットについて／「不良在庫」を廃棄処分することによるメリットとは／「不良在庫」を廃棄処分したときの勘定科目と会計処理／評価損の計上が認められないケース／税務調査に備えて準備しておくこと／上記テーマに関連して中小企業の経理担当者の心得とは ほか

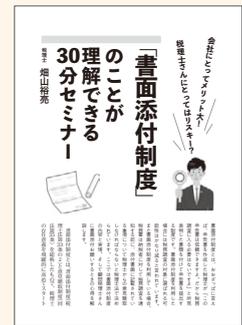


2022年1月号のオススメ記事 ②

会社にとってメリット大！ 税理士さんにとってはリスクー？
「書面添付制度」のことが理解できる30分セミナー

書面添付制度とは、おおざっぱに言えば、申告書を作成した税理士が「この申告書は信頼できますよ。だから税務調査に入る必要はないですよ」と所見表明した書類を付けて申告書を提出する制度です。書面添付制度を利用した場合には税務調査の対象に選ばれる可能性はかなり減ると言われています。また書面添付制度を利用している場合、税務署は納税者に対して税務調査を通知する前に、添付書面に記載されている事項について税理士から意見聴取しなければならないと税理士法で決められています。書面添付制度の内容と実情、そして顧問税理士さんに書面添付をお願いするときの心得を解説します。

◎この記事で理解できること…そもそも「書面添付制度」とはどんな制度なのか／会社(納税者)にはどんなメリットがあるのか／「書面添付制度」がなかなか普及しない理由とは／顧問税理士に「書面添付」を依頼するときの心得とは／その他、上記テーマに関連して知っておきたい知識 ほか



2022年1月号のオススメ記事 ③

特例承認計画の提出期限は2023年3月31日
利用を検討するならそろそろ準備を始めよう！
「事業承継税制の特例」の内容と手続きが分かる講座

中小企業の事業承継(後継者への経営のバトンタッチ)で問題になるのが株式譲渡の際の贈与税・相続税の納税です。贈与税・相続税の納税というハードルがあるため事業承継がスムーズに運ばないケースが少なくないのです。そんなとき「事業承継税制の特例」を使えば、納税が100%猶予となります。特例制度の承認計画の提出期限は2023年3月31日です。利用を検討するなら早めに準備に取り掛かりましょう。

◎この記事で理解できること…そもそも「事業承継税制」とはどんなものなのか／「事業承継税制の特例」はそれまでの税制とどこが違うのか／「事業承継税制の特例」を利用すればどの程度の節税になるのか／「事業承継税制の特例」を利用するための要件とは ほか

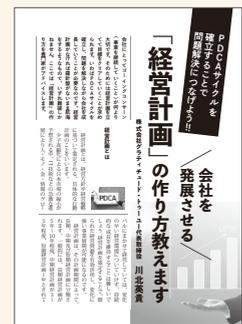


2022年1月号のオススメ記事 ④

PDCAサイクルを確立することで問題解決につなげよう！！
会社を発展させる「経営計画」の作り方教えます

会社にとってゴーイングコンサーン(事業を継続していくこと)は何より大切です。そのためには短期・中期・長期で経営計画を立てて目標をクリアしていくことが求められます。いわばPDCAサイクルを確立し、問題を解決しながら会社を成長させていくことが必要なのです。経営計画がなければ羅針盤がないまま航海をするようなもので、いずれ難破しかねません。ここでは、会社を発展させる「経営計画」の作り方を専門家がアドバイスします。

◎この記事で理解できること…そもそも経営計画はなぜ必要なのか／経営計画の目的とは／経営計画を作成するための手順／失敗する経営計画の特徴とは／経営計画を活用するために最も大切なこととは／上記テーマに関連して経理担当者の役割や留意点 ほか



「月刊経理ウーマン」の ここがオススメです!!

「月刊経理ウーマン」の最大の特長は「難しい専門知識をビギナーの実務担当者にも理解できるように解説している」ところにあります。執筆者の先生のなかには、やたらに難解な表現で原稿を書いてくる方もいるのですが、当然、そのまま掲載することはしません。何度も書き直しをお願いして、これなら「月刊経理ウーマン」に掲載してもOKという内容にならない限り記事を掲載しません。そんな「月刊経理ウーマン」ですが、ほかにも以下のようなオススメポイントがあります。



経理税務だけでなく 社会保険・総務・人事関連の企画も 豊富に掲載しています!

本誌は中小企業の経理担当者を意識して企画編集しています。皆さんご存知のとおり中小企業の経理担当者は、経理の仕事だけをやっているわけではありません。多くの場合、社会保険事務から給与計算、採用関係、場合によっては登記手続きまで幅広い仕事をこなしています。本誌では、経理・税務だけでなく社会保険や労務関係、そしてビジネスマナーまで幅広く記事を掲載しています。



冒頭の連載記事「今月の事務」では、 毎月の法定事務や 税制改正情報などを掲載しています!

本誌の巻頭には、連載企画として「今月の事務」が掲載されています。本連載では税理士と社会保険労務士が毎月の法定事務や、その他気をつけたい事務手続きについて分かりやすく解説しています。また、そのときどきで押さえておきたい法改正情報も、その都度取り上げてご紹介しています。毎月の事務の指針としてご活用ください。



毎年12月号には別冊付録として 「年末調整まるかじり」が付いています!

経理担当者にとって最大の“イベント”が年末調整です。令和3年の年末調整の改正点は、税制改正を受けて各申告書の押印欄が廃止されたこと等で、それほど大きな変更はありませんでした。しかし令和2年の年末調整では給与所得控除の引下げ等、大幅な変更がありました。本誌には毎年12月号に特別付録として「年末調整まるかじり」が付いています。本付録では、年末調整の基本知識からその年の改正ポイントまでをビギナーにも分かるようにレクチャーします。ぜひお役立てください!



お堅いだけの雑誌ではありません。 楽しく読める記事も掲載しています!

経理や税務の雑誌というお堅いイメージがありますよね。でも「月刊経理ウーマン」は違います! 有名人にお金まつわるエピソードや信念などを語ってもらう「わたしの金銭哲学」は、本誌独自のインタビュー記事です。毎号、スポーツ選手やタレントなど有名人がお金まつわる失敗談等を披露します。ほかにも、映画情報や書籍情報などを掲載。また巻末の投稿欄「経理ウーマンの井戸端会議室」も同じ経理担当の立場として共感できる内容になっています。



編集部には、毎月、読者の皆さんからの熱いメッセージが届きます。本誌に対する感想や「あの記事が役に立った」「こんな企画を取り上げて」といった内容も多く、読者の皆さんには感謝あるのみです!!

研修出版はこんな会社です！

株式会社研修出版の創業は平成元年。設立から33年が経過します。創業以来、実務書の出版社として「仕事に役立つ情報をどこよりも分かりやすく発信し、広く社会に貢献する」ことをポリシーとしてきました。今回ご紹介する「月刊経理ウーマン」は1996年の創刊です。「難しい実務知識を、難しく解説するのは誰でもできる」「難しい実務知識を、どこよりも分かりやすく解説するのが本誌の務め」というのが創刊以来の編集ポリシーです。編集スタッフの合言葉は「営々黙々花が咲こうと咲くまいと」。これからも皆さまのお役に立てる雑誌作りに邁進していきます！

経理ウーマン編集部。
編集者は全員女性です。



経理・税務の知識を身に付けたい人には絶対オススメの月刊誌。

はじめまして。税理士の伊藤俊一です。「月刊経理ウーマン」との付き合いは、編集部から原稿依頼を受けた6年前にスタートしました。そのときは「雇用促進税制」について執筆を依頼されたのですが、編集の方の依頼内容がとても細かくてびっくりしたのを覚えています。私は他の税務関係の雑誌にもときどき記事を執筆しているのですが、だいたいは執筆依頼書を送ってきて、そこに書かれている項目に沿って執筆すればOKで、とくに細かく注文されることはありません。税務の記事は難解なのが当然という意識もあるのかもしれませんが、「月刊経理ウーマン」さんの場合は編集者の方が事務所まで来られて、雑誌のコンセプトや想定している読者対象などについて詳しく説明され、「難しい表現は避けてください。ピグナー経理にも理解できるように解説してください」と念を押されました。そして出来上がった原稿についても「ここが分かりにくいので書き直しを…」とゲラ刷りの段階でのやりとりが何度も続きました。面倒だなあ…という気持ちの反面、読者のことをとても大切にしている雑誌だなあと好感を持ちました。それ以来、本誌では「相続税法の改正」や「税務調査関連」の原稿を執筆しましたが、編集部で鍛えられて(笑)、文章力も身に付いたように思います。経理・税務の知識を分かりやすく解説してくれる書籍を探していらっしゃる方には絶対オススメの月刊誌です。



税理士 伊藤俊一

幅広い実務知識を勉強できる良質の月刊誌。

「月刊経理ウーマン」さんには何度か記事を書かせていただいています。最初は社会保険の手続きについて解説したと思いますが、「経理」の専門誌なのに社会保険の記事を掲載するの？と疑問に思ったものです。その疑問も、最初に編集者の方と打ち合わせをして説明を受けたことで納得しました。その女性編集者の説明は以下のとおりでした。本誌は中小企業の初級の経理担当者を対象にしていること。中小企業では多くの場合、大企業のように経理部門が独立しているわけではないこと。経理といっても人事・総務的な仕事や採用関連まで幅広く担当しているケースが多いこと……。たしかにいただいた本誌に目を通してみると経理や税務の記事だけでなく、社会保険から採用関連、取締役議事録の作成方法、登記簿謄本の読み方まで、内容がじつに幅広い。なるほど、これならオールラウンドプレーヤー的な立場の中小企業の実務担当者にはぴったりだなあと得心しました。本誌で幅広い実務の基本知識を身に付けて、もっと専門的に知りたい、深い知識を身に付けたいという場合は、顧問税理士や社会保険労務士の先生にアドバイスを受ければよいのではないのでしょうか。幅広い実務知識を勉強できる良質の月刊誌だと思います。



社会保険労務士
菅島敏邦

私にとってはかけがえのない愛読誌です。

経理歴10年以上になりますが、毎月の仕事にいつも参考にさせていただいています。経理課に配属された当初から購読していますが、最新の税制に関する情報から、初心者向けの記事まで、内容が多岐にわたって分かりやすく解説されているので、とても読みやすく理解しやすいです。とくに「仕訳ワンポイントレッスン」や「初心者E子の実務レッスン講座」は、日頃当たり前に行っている業務を改めて考える機会になり、毎回新たな発見があります。また、本誌の冒頭の連載企画である「今月の事務チェックポイント」は、毎月雑誌が届くとまず最初に目を通す記事です。というのも当月にやるべき経理・税務・社会保険・労務の法定事務の内容や手続きの仕方が分かりやすく解説されているからです。「経理ウーマン」と女性向けのタイトルですが、部署内で回覧し男性も読んでいます。その他、映画の紹介(今月のシネマ 決めうちこの1本)や書籍紹介(お気に入りのこの1冊)、読者投稿(経理ウーマンの井戸端会議室)なども息抜きにぴったりです。経理スキルの浅かった私にとって、現在はかけがえのない愛読誌となっています。



株式会社北川商事 経理課
清田 寧

お申込みは以下のいずれかの方法でどうぞ!!

0120-458934

受付時間：10時～15時（祝日を除く月曜～金曜）

FAX 0120-458937

FAXの場合は下記のフォームをご利用ください。

Web www.kens-p.co.jp

24時間受付しております。

年間ご購入お申込書

お申込者ご住所

送付先が上記住所と違う場合はこちらへご記入ください。

〒

ご自宅・ご勤務先 ※どちらかに○印をお付けください。

会社名・部署名

お電話番号

()

ご担当者名

メールアドレス

ご購入期間をお選びください

(いずれかに☑をお付けください。)

安心1 お支払いは月刊誌が届いてからの後払いです。

安心2 中途解約も可能です。

その場合は精算のうえ、ご返金申し上げます。

1年 (12冊) …………… 11,100円 (税・送料込 / 1冊当たり925円)

2年 (24冊) …………… 19,980円 (税・送料込 / 1冊当たり833円)

3年 (36冊) …………… 25,600円 (税・送料込 / 1冊当たり712円)

▶バックナンバーご購入お申込書

*ご希望の号に☑印をお付けください。1部 980円 (税・送料込) です。
*詳細や他の号の内容はホームページでご確認いただけます。



2021年12月号
固定費の「たな卸」
一スバリここが着眼点だ!!



2021年11月号
知らないと損をする
「中小企業税制」の最新情報



2021年10月号
儲けにつながる「月次決算」
のつくり方&活かし方



2021年9月号
「減価償却」の実務に
強くなる3時間セミナー



2021年8月号
消費税「インボイス制度」の
内容と事前準備のすべて



2021年7月号
経理から社長に伝えるべき
「財務」の急所



2021年6月号
会社の改善点を把握する
ための「経営分析」入門



2021年5月号
中小企業のための
「コロナ禍」での
労務トラブル防止Q&A



2021年4月号
「経理・税務&社会保険・労務」
一年間スケジュールと
事務手続き便覧



2021年3月号
いろいろあります
「ひとり経理」のお悩み相談室



2021年2月号
これで万全!!
「決算準備」のことが
まるごと分かるセミナー



2021年1月号
「役員退職金」を上手に
活用する法教えます